



# 鳥取県公報

令和5年12月28日（木）  
号外第100号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期 日を定める規則（45）（まちづくり課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定 める規則（46）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 旅館業法施行細則等の一部を改正する規則（47）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・ 5 宅地造成及び特定盛土等規制法等施行規則の一部を改正する規則 （48）（まちづくり課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
◇ 告 示	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定（608）（〃）・・・・・・・・ 39
◇ 労委告示	労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等（1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

## 公布された規則のあらまし

## ◇旅館業法施行細則等の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

旅館業法等の一部が改正され、生活衛生関係営業等を営む者が当該営業を譲渡する場合において、知事の承認を受けたときは、営業者の地位を譲受人に承継することができることとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

## (1) 旅館業法施行細則の一部改正

ア 旅館業の譲渡及び譲受けの承認に関する申請書の様式を定める。

イ 宿泊者名簿の様式の職業の欄を連絡先の欄に改める。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

## (2) 鳥取県食品衛生条例施行規則の一部改正

ア 許可営業者の地位の譲渡の届出は地位承継届により行うものとし、当該届出書の様式の記載事項その他の規定について所要の改正を行う。

イ 営業の許可を受けた者は、ふぐ処理師に変更があった場合には届出を要するものとする。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

## (3) 鳥取県興行場法施行細則の一部改正

(2)アに準じた改正を行う。

## (4) 鳥取県理容師法施行細則の一部改正

(2)アに準じた改正を行う。

## (5) 鳥取県美容師法施行細則の一部改正

(2)アに準じた改正を行う。

## (6) 鳥取県公衆浴場法施行細則の一部改正

(2)アに準じた改正を行う。

## (7) 鳥取県クリーニング業法施行細則の一部改正

(2)アに準じた改正を行う。

## (8) 鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正

ア (2)アに準じた改正を行う。

イ その他所要の規定の整備を行う。

## (9) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇宅地造成及び特定盛土等規制法等施行規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部が改正され、同条例による規制の対象から盛土その他土地の形質の変更等が除かれたことに伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の規定による盛土その他土地の形質の変更及び土砂の仮置き規制について定めた規定を削る等の所要の規定の整備を行う。

(2) 施行期日は、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例第2条の規定の施行の日とする。

## 規 則

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第45号

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第30号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和6年1月1日とする。

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第46号**

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第55号）の施行期日は、令和6年1月1日とする。

旅館業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第47号

旅館業法施行細則等の一部を改正する規則

(旅館業法施行細則の一部改正)

第1条 旅館業法施行細則(昭和33年鳥取県規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
(営業者地位承継承認申請書の様式)		(営業者地位承継承認申請書の様式)	
第4条 <u>次の各号に掲げる申請書は、それぞれ当該各号に定める様式により作成して、所管の総合事務所長に提出しなければならない。</u>		第4条 <u>省令第2条第1項及び第3条第1項に規定する申請書は、様式第3号により作成して、所管の総合事務所長に提出しなければならない。</u>	
(1) <u>省令第1条の3第1項に規定する申請書 様式第3号</u>			
(2) <u>省令第2条第1項及び第3条第1項に規定する申請書 様式第3号の2</u>			
様式第1号(第2条関係)		様式第1号(第2条関係)	
(表)		(表)	
略		略	
(裏)		(裏)	
構造設備	略	構造設備	略
	便所 略 下水道 ・ 浄化槽 ・ くみ取り	便所 略 下水道 ・ 浄化槽 ・ くみ取り	
添付書類 1～5 略		添付書類 1～5 略	
		注 <u>旅館業を営む者から当該営業を譲り受けたときは、営業の種別の欄、施設の区分の欄若しくは構造設備の欄の記載事項のうち変更がないものの記載を省略し、又は添付書類の2若しくは3の書類のうち変更がないものの添付を省略することがで</u>	

様式第2号（第3条関係）

第 号  
旅館業営業許可証

氏 名

（法人にあつては、名称）

営業施設の名称

営業施設の所在地

営 業 の 種 別

許 可 条 件

旅館業法第3条の規定により、旅館業営業を許可する。

年 月 日

職 氏 名

きる。

様式第2号（第3条関係）

第 号  
旅館業営業許可証

住 所

氏 名

営業施設の名称

営業施設の所在地

営 業 の 種 別

旅館業法第3条の規定により、旅館業営業を許可する。

年 月 日

職 氏 名

様式第3号（第4条関係）

旅館業営業者地位承継承認申請書（譲渡）

職 氏 名 様

旅館業営業の譲渡による営業者の地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 （譲受人）

郵便番号

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

生年月日

電話番号

申請者 （譲渡人）

郵便番号

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

営業施設	名 称	
	所 在 地	
	営業の種別	旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業

許 可 番 号					
譲 渡 予 定 年 月 日					
法第3条第2項各号の いずれかに該当するこ との有無及び該当する ときは、その内容	有・無				
添付書類 1 旅館業の譲渡を証する書類 2 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款 又は寄附行為の写し					
様式第3号の2（第4条関係） 旅館業営業者地位承継承認申請書（合併・分割・相 続） 職 氏 名 様 旅館業営業の合併（分割・相続）による営業者の地 位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の3 第1項（第3条の4第1項）の規定により、次のとお り申請します。 年 月 日 郵便番号 住 所 申請者 氏 名（法人にあって は、名称及び代表者の氏 名） 生年月日 電話番号					
略					
添付書類 1～3 略					
様式第6号（第7条関係） （1）表紙 略 （2）内容 宿泊者名簿					
到着 年月 日	出発 年月 日	住所	氏名	連絡 先	日本国内に 住所を有し ない外国人 の場合 国籍 旅券 番号
略					

様式第3号（第4条関係） 旅館業営業者地位承継承認申請書 職 氏 名 様 旅館業営業の合併（分割・相続）による営業者の地 位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の2 第1項（第3条の3第1項）の規定により、次のとお り申請します。 年 月 日 郵便番号 住 所 申請者 氏 名（法人にあって は、名称及び代表者の氏 名） 生年月日 電話番号					
略					
添付書類 1～3 略					
様式第6号（第7条関係） （1）表紙 略 （2）内容 宿泊者名簿					
到着 年月 日	出発 年月 日	住所	氏名	職業	日本国内に 住所を有し ない外国人 の場合 国籍 旅券 番号
略					

(鳥取県食品衛生条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県食品衛生条例施行規則（昭和49年鳥取県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(認定事業者の変更の届出)</p> <p>第10条の3 認定事業者は、住所若しくは氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称若しくは代表者の氏名）、施設の名称、屋号若しくは商号又は<u>第10条第1項第2号</u>に規定する書類に記載した事項に変更があった場合は、速やかに様式第6号の5による届書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(認定事業者の変更の届出)</p> <p>第10条の3 認定事業者は、住所若しくは氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称若しくは代表者の氏名）、施設の名称、屋号若しくは商号又は<u>第10条の2第1項第2号</u>に規定する書類に記載した事項に変更があった場合は、速やかに様式第6号の5による届書を知事に提出しなければならない。</p>
<p>(生食用食肉取扱者の届出)</p> <p>第11条の2 法第55条第1項の許可を受けた者が法第13条第1項の<u>基準</u>により加工又は調理することとされた生食用食肉の加工又は調理を行う者（以下「生食用食肉取扱者」という。）を置いたとき（当該許可を受ける前に生食用食肉取扱者を置いていた場合にあつては、当該許可を受けたとき）は、15日以内に、様式第6号の6により、当該許可に係る施設の所在地を所管する総合事務所に届け出るものとする。生食用食肉取扱者を変更したときも、同様とする。</p>	<p>(生食用食肉取扱者の届出)</p> <p>第11条の2 法第55条第1項の許可を受けた者が法第13条第1項の<u>規定による生食用食肉の加工基準</u>により加工することとされた生食用食肉の加工を行う者（以下「生食用食肉取扱者」という。）を置いたとき（当該許可を受ける前に生食用食肉取扱者を置いていた場合にあつては、当該許可を受けたとき）は、15日以内に、様式第6号の6により、当該許可に係る施設の所在地を所管する総合事務所に届け出るものとする。生食用食肉取扱者を変更したときも、同様とする。</p>
<p>(許可証等の再交付申請等の手続)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 認定事業者は、認定証の再交付を受けた後において亡失した認定証を発見したとき、条例第3条第3項の規定により認定がその効力を失ったとき、同条第4項の規定により認定が取り消されたとき、認定に係る施設を廃止したとき、又は<u>第15条第4項</u>の規定により認定を辞退したときは、認定証を知事に返納しなければならない。</p>	<p>(許可証等の再交付申請等の手続)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 認定事業者は、認定証の再交付を受けた後において亡失した認定証を発見したとき、条例第3条第3項の規定により認定がその効力を失ったとき、同条第4項の規定により認定が取り消されたとき、認定に係る施設を廃止したとき、又は<u>第15条第3項</u>の規定により認定を辞退したときは、認定証を知事に返納しなければならない。</p>
<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第13条の2 省令第67条の2第1項、第68条第1項、第69条第1項及び第70条第1項（これらの規定を省令第70条の2第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の届出書は、様式第11号によるものとする。</p>	<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第13条の2 省令第68条第1項、第69条第1項及び第70条第1項の届出書は、様式第11号によるものとする。</p>
<p>(申請事項等の変更の届出)</p>	<p>(申請事項等の変更の届出)</p>



第14条 略

2 法第55条第1項の許可を受けた者は、ふぐ処理師（鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）第2条第3号に規定するふぐ処理師をいう。）に変更があったときは、様式第12号により知事に速やかに届け出なければならない。

（営業の廃止等の届出）

第15条 省令第71条の2の届出書は、様式第13号によるものとする。

2 略

3 認定事業者は、条例第3条第1項の認定に係る施設を廃止したときは様式第13号の2により速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

4 略

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

職 氏名 様

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 ）

略			
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面		
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果		
営業許	許可の番号及	営業の種	備考

第14条 略

（営業の廃止等の届出）

第15条 法第55条第1項の許可を受けた者、法第57条第1項の規定による届出をした者又は認定事業者は、許可又は届出に係る営業を廃止したときは様式第13号により、条例第3条第1項の認定に係る施設を廃止したときは様式第13号の2により速やかにその旨を総合事務所長又は知事に届け出なければならない。

2 略

3 略

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

職 氏名 様

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 ）

略			
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可）		
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果		
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨		
営業許	許可番号及び	営業の種	備考

可業種	び許可年月日	類	
略			
略			
様式第11号（第13条の2関係）			
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> 整理番号： ※申請者、届出者による記載は不要です。			
職 氏名 様			
地位承継届			
下記のとおり、許可営業者（届出営業者）の地位を承継（譲渡・相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項、第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。			
※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 <input type="checkbox"/> ）			
※ 承認する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。			
地位を承継する者の情報	略		生年月日 年 月 日生
	(ふりがな)		
譲渡した者	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	被相続人との続柄	
	略		
譲渡した者	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	譲渡した者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	(ふりがな)	
譲渡した者の住所（法人にあってはその所在地）			

可業種	許可年月日	類	
略			
略			
様式第11号（第13条の2関係）			
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> 整理番号： ※申請者、届出者による記載は不要です。			
職 氏名 様			
地位承継届			
下記のとおり、許可営業者の地位を承継（相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項、第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。			
※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 <input type="checkbox"/> ）			
※ 承認する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。			
地位を承継する者の情報	略		生年月日 年 月 日生
	(ふりがな)		
譲渡した者	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	被相続人との続柄	
	略		
譲渡した者	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	譲渡した者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	(ふりがな)	
譲渡した者の住所（法人にあってはその所在地）			

	譲渡年月日	年 月 日					
	添付書類	<input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類 (・譲渡契約書等の写し等、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるもの ・法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書等の写し等)					
略							
営業 施設 情報	略						
	施設の所在地 (自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)						
	略						
	許可の番号 及び許可年 月日	営業の種類	備考				
	略						
営業 施設 情報	略						
	施設の所在地 (自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)						
	略						
	許可の番号 及び許可年 月日	営業の種類	備考				
	略						
営業 施設 情報	略						
	施設の所在地 (自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)						
	略						
	許可の番号 及び許可年 月日	営業の種類	備考				
	略						
略							

様式第12号 (第14条関係)

年 月 日

整理番号：

様式第12号 (第14条関係)

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

職 氏名 様

営業許可申請書・営業届（変更）

食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 □）

※ 太枠項目については変更がある項目のみ記載してください。

※ 変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

略			
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	略		
略			

様式第13号（第15条関係）

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

職 氏名 様

廃業届

食品衛生法施行規則（第71条の2）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 □）

※ 太枠内は、必ず記載してください。

※ 色付き箇所は営業許可のみ記載してください。

略			
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	略		
略			

※申請者、届出者による記載は不要です。

職 氏名 様

営業許可申請書・営業届（変更）

食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 □）

※ 太枠項目については変更がある項目のみ記載してください。

※ 変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

略			
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	略		
略			

様式第13号（第15条関係）

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

職 氏名 様

廃業届

食品衛生法施行規則（第71条の2）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 □）

※ 太枠内は、必ず記載してください。

※ 色付き箇所は営業許可のみ記載してください。

略			
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	略		
略			

(鳥取県興行場法施行細則の一部改正)

第3条 鳥取県興行場法施行細則(昭和59年鳥取県規則第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前											
<p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>興行場営業許可申請書</p> <p>職氏名様</p> <p>興行場営業の許可を受けたいので、鳥取県興行場法施行細則第2条の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p>年月日</p> <p>郵便番号</p> <p>住所</p> <p>申請者</p> <p>氏名</p> <p>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号</p> <p>記</p>		<p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>興行場営業許可申請書</p> <p>職氏名様</p> <p>興行場営業の許可を受けたいので、鳥取県興行場法施行細則第2条の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p>年月日</p> <p>郵便番号</p> <p>住所</p> <p>申請者</p> <p>氏名</p> <p>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号</p> <p>記</p>											
<table border="1"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>営業期間</td> <td>年月日から年月日まで</td> </tr> </table>		略		営業期間	年月日から年月日まで	<table border="1"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>営業期間</td> <td>年月日から年月日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> 興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受け、添付書類の1又は2の添付を省略するときは、営業の譲渡者の署名(営業を譲り受けたことを証する書類がある場合は不要) </div> </td> </tr> </table>		略		営業期間	年月日から年月日まで	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> 興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受け、添付書類の1又は2の添付を省略するときは、営業の譲渡者の署名(営業を譲り受けたことを証する書類がある場合は不要) </div>	
略													
営業期間	年月日から年月日まで												
略													
営業期間	年月日から年月日まで												
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> 興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受け、添付書類の1又は2の添付を省略するときは、営業の譲渡者の署名(営業を譲り受けたことを証する書類がある場合は不要) </div>													
<p>添付書類</p> <p>1～3 略</p>		<p>添付書類</p> <p>1～3 略</p> <p><u>注 興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた場合において、添付書類の1又は2の書類に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。</u></p>											
<p>様式第1号の2(第2条の2関係)</p> <p>興行場営業承継届出書</p> <p>職氏名様</p> <p><u>譲渡(相続・合併・分割)</u>により営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p>年月日</p> <p>郵便番号</p> <p>住所</p>		<p>様式第1号の2(第2条の2関係)</p> <p>興行場営業承継届出書</p> <p>職氏名様</p> <p><u>相続(合併・分割)</u>により営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p>年月日</p> <p>郵便番号</p> <p>住所</p>											

<p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人にあつては、名称 及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>譲渡（相続開始・合併・ 分割）年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p>1 譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類</p> <p>2 略</p>	略		譲渡（相続開始・合併・ 分割）年月日	年 月 日	<p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人にあつては、名称 及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>相続開始（合併・分割） 年月日</td> <td></td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p>1 相続、合併又は分割の事実を証する書類</p> <p>2 略</p>	略		相続開始（合併・分割） 年月日	
略									
譲渡（相続開始・合併・ 分割）年月日	年 月 日								
略									
相続開始（合併・分割） 年月日									

(鳥取県理容師法施行細則の一部改正)

第4条 鳥取県理容師法施行細則（昭和61年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>(理容所開設者地位承継届出書の様式)</p> <p>第9条 省令第20条の2第1項、第21条第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項に規定する届出書は、様式第10号によるものとする。</p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">理容所開設届</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第11条の2の規定に基づく検査を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>同一の場所で開設しようとする美容所の開設予定年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	略		同一の場所で開設しようとする美容所の開設予定年月日	年 月 日	<p>(理容所開設者地位承継届出書の様式)</p> <p>第9条 省令第21条第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項に規定する届出書は、様式第10号によるものとする。</p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">理容所開設届</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第11条の2の規定に基づく検査を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>同一の場所で開設しようとする美容所の開設予定年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: 2px solid black;">理容所の開設者から</td> </tr> </table>	略		同一の場所で開設しようとする美容所の開設予定年月日	年 月 日	理容所の開設者から	
略											
同一の場所で開設しようとする美容所の開設予定年月日	年 月 日										
略											
同一の場所で開設しようとする美容所の開設予定年月日	年 月 日										
理容所の開設者から											

--	--

添付書類

1～5 略

様式第10号（第9条関係）

理容所開設者地位承継届

職 氏 名 様

譲渡（相続・合併・分割）により理容所の開設者の地位を継承したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

届出者 氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

生年月日

電話番号

略	
<u>譲渡（相続開始・合併・分割）</u> 年月日	年 月 日

添付書類

1 譲渡による承継の場合にあつては、次の書類

(1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 外国人が届出をする場合にあつては、住

<p>当該営業を譲り受けた者が、変更がない事項の記載又は添付書類の1から4までの添付を省略するときは、営業の譲渡者の署名（営業を譲り受けたことを証する書類がある場合は不要）</p>	
--	--

添付書類

1～5 略

注 理容所の開設者から当該営業を譲り受けたときは、管理理容師の欄、従業者の欄、理容所の構造及び設備の概要の欄、同一の場所で現に開設されている美容所の名称の欄若しくは同一の場所で開設しようとする美容所の開設予定年月日の欄の記載事項のうち変更がないものの記載を省略し、又は添付書類の1から4までの書類のうち変更がないものの添付を省略することができる。

様式第10号（第9条関係）

理容所開設者地位承継届

職 氏 名 様

相続（合併・分割）により理容所の開設者の地位を継承したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

届出者 氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

生年月日

電話番号

略	
<u>相続開始（合併・分割）</u> 年月日	年 月 日

添付書類

<p><u>民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p>3 略</p> <p><u>4 合併による承継の場合にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書</u></p> <p><u>5 分割による承継の場合にあっては、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書</u></p>	<p><u>1 略</u></p> <p><u>2 合併又は分割による承継の場合にあっては、被承継人及び届出者の登記簿謄本</u></p> <p>3 略</p>
---	--

（鳥取県美容師法施行細則の一部改正）

第5条 鳥取県美容師法施行細則（昭和61年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>（美容所開設者地位承継届出書の様式）</p> <p>第9条 <u>省令第20条の2第1項、第21条第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項に規定する届出書は、様式第10号によるものとする。</u></p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">美容所開設届</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第12条の規定に基づく検査を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p>	<p>（美容所開設者地位承継届出書の様式）</p> <p>第9条 <u>省令第21条第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項に規定する届出書は、様式第10号によるものとする。</u></p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">美容所開設届</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第12条の規定に基づく検査を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p>										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">同一の場所で開設しようとする理容所の開設予定年月日</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	略		同一の場所で開設しようとする理容所の開設予定年月日	年 月 日	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">同一の場所で開設しようとする理容所の開設予定年月日</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; border: 2px solid black;">美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者が、変更がない</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	略		同一の場所で開設しようとする理容所の開設予定年月日	年 月 日	美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者が、変更がない	
略											
同一の場所で開設しようとする理容所の開設予定年月日	年 月 日										
略											
同一の場所で開設しようとする理容所の開設予定年月日	年 月 日										
美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者が、変更がない											



--	--

添付書類

1～5 略

様式第10号（第9条関係）

美容所開設者地位承継届

職 氏 名 様

譲渡（相続・合併・分割）により美容所の開設者の地位を継承したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

届出者 氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

生年月日

電話番号

略	
<u>譲渡（相続開始・合併・分割）</u> 年月日	年 月 日

添付書類

- 1 譲渡による承継の場合にあつては、次の書類
  - (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
  - (2) 外国人が届出をする場合にあつては、住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）

事項の記載又は添付書類の1から4までの添付を省略するときは、営業の譲渡者の署名（営業を譲り受けたことを証する書類がある場合は不要）	
---	--

添付書類

1～5 略

注 美容所の開設者から当該営業を譲り受けたときは、管理美容師の欄、従業者の欄、美容所の構造及び設備の概要の欄、同一の場所で現に開設されている理容所の名称の欄若しくは同一の場所で開設しようとする理容所の開設予定年月日の欄の記載事項のうち変更がないものの記載を省略し、又は添付書類の1から4までの書類のうち変更がないものの添付を省略することができる。

様式第10号（第9条関係）

美容所開設者地位承継届

職 氏 名 様

相続（合併・分割）により美容所の開設者の地位を継承したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

届出者 氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

生年月日

電話番号

略	
<u>相続開始（合併・分割）</u> 年月日	年 月 日

添付書類

<p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>合併による承継の場合にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書</u></p> <p>5 <u>分割による承継の場合にあっては、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書</u></p>	<p>1 略</p> <p>2 <u>合併又は分割による承継の場合にあっては、被承継人及び届出者の登記簿謄本</u></p> <p>3 略</p>
--	---

(鳥取県公衆浴場法施行細則の一部改正)

第6条 鳥取県公衆浴場法施行細則(昭和61年鳥取県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>(浴場業承継届出書の様式)</p> <p>第3条 <u>省令第1条の2第1項、第2条第1項、第3条第1項及び第3条の2第1項に規定する届書は、様式第2号によるものとする。</u></p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">浴場業許可申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>浴場業の許可を受けたいので、公衆浴場法施行規則第1条の規定により、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">生年月日</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公衆浴場の構造設備の概要</td> <td style="text-align: center;">別添のとおり</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p style="text-align: center;">1～3 略</p>	略		公衆浴場の構造設備の概要	別添のとおり	<p>(浴場業承継届出書の様式)</p> <p>第3条 省令第2条第1項、第3条第1項及び第3条の2第1項に規定する届書は、様式第2号によるものとする。</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">浴場業許可申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>浴場業の許可を受けたいので、公衆浴場法施行規則第1条の規定により、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">生年月日</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公衆浴場の構造設備の概要</td> <td style="text-align: center;">別添のとおり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;">                     浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者が、変更がない事項の記載又は添付書類の2又は3の添付を省略する場合にあっては、営業の譲渡者の署名(営業を譲り受けたことを証する書類がある場合は不要)                 </div> </td> <td style="text-align: center;">別添のとおり</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p style="text-align: center;">1～3 略</p>	略		公衆浴場の構造設備の概要	別添のとおり	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;">                     浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者が、変更がない事項の記載又は添付書類の2又は3の添付を省略する場合にあっては、営業の譲渡者の署名(営業を譲り受けたことを証する書類がある場合は不要)                 </div>	別添のとおり
略											
公衆浴場の構造設備の概要	別添のとおり										
略											
公衆浴場の構造設備の概要	別添のとおり										
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;">                     浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者が、変更がない事項の記載又は添付書類の2又は3の添付を省略する場合にあっては、営業の譲渡者の署名(営業を譲り受けたことを証する書類がある場合は不要)                 </div>	別添のとおり										

<p>様式第2号(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">浴場業承継届出書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p><u>譲渡(相続・合併・分割)</u>により営業者の地位を承継したので、公衆浴場法施行規則第1条の2第1項(第2条第1項・第3条第1項・第3条の2第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">生年月日</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>譲渡(相続開始・合併・分割)</u>年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p>1 <u>譲渡による承継の場合にあつては、次の書類</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>営業の譲渡が行われたことを証する書類</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>合併による承継の場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し</u></p> <p>5 <u>分割による承継の場合にあつては、分割により営業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し</u></p>	略		<u>譲渡(相続開始・合併・分割)</u> 年月日	年 月 日	<p>注 <u>浴場業を営む者から当該営業業を譲り受けたときは、公衆浴場の種類の欄の記載又は添付書類の2若しくは3の書類のうち変更がないものの添付を省略することができる。</u></p> <p>様式第2号(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">浴場業承継届出書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p><u>相続(合併・分割)</u>により営業者の地位を承継したので、公衆浴場法施行規則第2条第1項(第3条第1項・第3条の2第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">生年月日</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>相続開始(合併・分割)</u>年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>合併又は分割による承継の場合にあつては、被承継人及び届出者の定款又は寄附行為の写し</u></p> <p>3 略</p>	略		<u>相続開始(合併・分割)</u> 年月日	年 月 日
略									
<u>譲渡(相続開始・合併・分割)</u> 年月日	年 月 日								
略									
<u>相続開始(合併・分割)</u> 年月日	年 月 日								

(鳥取県クリーニング業法施行細則の一部改正)

第7条 鳥取県クリーニング業法施行細則(昭和62年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(クリーニング所営業者等の地位承継届出書の様式)	(クリーニング所営業者等の地位承継届出書の様式)

第3条の2 省令第2条の2第1項、第2条の3第1項、第2条の4第1項及び第2条の5第1項に規定する届出書は、様式第3号の2によるものとする。

様式第1号（第2条関係）

クリーニング所開設届

職 氏 名 様

クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第5条の2の規定に基づく検査を申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

営業者 フリガナ

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

略	
開 設 予 定 年 月 日	年 月 日

注1～3 略

添付書類

第3条の2 省令第2条の2第1項、第2条の3第1項及び第2条の4第1項に規定する届出書は、様式第3号の2によるものとする。

様式第1号（第2条関係）

クリーニング所開設届

職 氏 名 様

クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第5条の2の規定に基づく検査を申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

営業者 フリガナ

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

略	
開 設 予 定 年 月 日	年 月 日
クリーニング所の開設の届出をした営業者から当該営業を譲り受けた者が、変更がない事項の記載又は添付書類の1の添付を省略する場合にあつては、営業の譲渡者の署名（営業を譲り受けたことを証する書類がある場合は不要）	

注1～3 略

4. クリーニング所の開設の届出をした営業者から当該営業を譲り受けたときは、クリーニング所の従事者数の欄、クリーニング師である従事者の欄、クリーニング所の構造及び設備の概要の欄、取扱工程の欄（受取及び引渡しのみを行うクリーニング所に限る。）若しくはクリーニング業法第3条第3項第5号に規定する消毒を要する洗たく物の取扱いの有無の欄の記載事項のうち変更がないものの記載を省略し、又は添付書類の1の書類（変更がないものに限る。）の添付を省略することができる。

添付書類

1・2 略

様式第1号の2（第2条関係）  
無店舗取次店営業届

職 氏 名 様

無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所  
(法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地)

フリガナ

営業者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

略	
営業開始予定年月日	年 月 日

添付書類  
1・2 略

様式第3号の2（第3条の2関係）

1・2 略

様式第1号の2（第2条関係）  
無店舗取次店営業届

職 氏 名 様

無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所  
(法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地)

フリガナ

営業者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

略	
営業開始予定年月日	年 月 日
無店舗取次店の営業の届出をした営業者から当該営業を譲り受けた者が、変更がない事項の記載又は添付書類の1の添付を省略する場合にあつては、営業の譲渡者の署名（営業を譲り受けたことを証する書類がある場合は不要）	

添付書類  
1・2 略

注 無店舗取次店の営業の届出をした営業者から当該営業を譲り受けたときは、営業区域の欄、無店舗取次店の従事者数の欄、クリーニング師である従事者の欄、業務用車両の構造の概要の欄若しくはクリーニング業法第3条第3項第5号に規定する消毒を要する洗たく物の取扱いの有無の欄の記載事項のうち変更がないものの記載を省略し、又は添付書類の1の書類（変更がないものに限る。）の添付を省略することができる。

様式第3号の2（第3条の2関係）

<p>クリーニング所（無店舗取次店）営業者地位承継届 職 氏 名 様</p> <p><u>譲渡（相続・合併・分割）</u>により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: right;">フリガナ</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">生年月日</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>譲渡（相続開始・合併・分割）</u>年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p><u>1 譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者にあつては、営業の譲渡が行われたことを証する書類</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類</u></p> <p><u>(1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称</u></p> <p><u>(2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号</u></p> <p><u>(3) 従事者数</u></p> <p><u>(4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名</u></p>	略		<u>譲渡（相続開始・合併・分割）</u> 年月日	年 月 日	<p>クリーニング所（無店舗取次店）営業者地位承継届 職 氏 名 様</p> <p><u>相続（合併・分割）</u>により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: right;">フリガナ</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">生年月日</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>相続開始（合併・分割）</u>年月日</td> <td></td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p><u>1 略</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p>	略		<u>相続開始（合併・分割）</u> 年月日	
略									
<u>譲渡（相続開始・合併・分割）</u> 年月日	年 月 日								
略									
<u>相続開始（合併・分割）</u> 年月日									

（鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）

第8条 鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年鳥取県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

様式第4号（第5条関係）

食鳥処理業者地位承継届

職 氏名 様

食鳥処理業者の地位を譲渡（相続・合併・分割）により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
住所  
フリガナ  
届出者 氏名  
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

略			
許可年月日及び番号		年 月 日 第 号	
譲渡	譲渡人	住所	
		氏名	
略			
譲渡（相続・合併・分割）の年月日		年 月 日	

添付書類 譲渡、相続又は合併若しくは分割の事実を証する書面（相続人が2人以上あり、かつ、地位を承継すべきものを選定した場合にあっては、その旨を証する書面も併せて添付すること。）

様式第10号（第11条関係）

届出食肉販売業者届

職 氏名 様

脱羽後検査に合格した食鳥とたいを譲り受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第17条第1項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
住所  
フリガナ  
届出者 氏名  
（法人にあっては、名称及び代表

様式第4号（第5条関係）

食鳥処理業者地位承継届

職 氏名 様

食鳥処理業者の地位を相続（合併・分割）により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
住所  
フリガナ  
届出者 氏名  
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

略	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
略	
相続（合併・分割）の年月日	年 月 日

添付書類 相続又は合併若しくは分割の事実を証する書面（相続人が2人以上あり、かつ、地位を承継すべきものを選定した場合にあっては、その旨を証する書面も併せて添付すること。）

様式第10号（第11条関係）

届出食肉販売業者届

職 氏名 様

脱羽後検査に合格した食鳥とたいを譲り受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第17条第1項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
住所  
フリガナ  
届出者 氏名  
（法人にあっては、名称及び代表

者の氏名) 電話番号	者の氏名) 電話番号
略	略
添付書類 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第3号に規定する食肉販売業の許可を受けていることを証する書類の写し	添付書類 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第12号に規定する食肉販売業の許可を受けていることを証する書類の写し

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（旅館業法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日（以下「改正法施行日」という。）前に旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業をいう。）を譲り受けた者に係る旅館業法施行細則様式第1号の規定の適用については、なお従前の例による。  
（鳥取県食品衛生条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 3 改正法施行日前に食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第7項に規定する営業（同法第68条第3項に規定する場合を含む。）を譲り受けた者に係る食品衛生条例施行規則様式第7号の規定の適用については、なお従前の例による。  
（鳥取県興行場法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 4 改正法施行日前に興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第2項に規定する興行場営業を譲り受けた者に係る鳥取県興行場法施行細則様式第1号の規定の適用については、なお従前の例による。  
（鳥取県理容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 5 改正法施行日前に営業を譲り受けた者に係る鳥取県理容師法施行細則様式第4号の規定の適用については、なお従前の例による。  
（鳥取県美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 6 改正法施行日前に営業を譲り受けた者に係る鳥取県美容師法施行細則様式第4号の規定の適用については、なお従前の例による。  
（鳥取県公衆浴場法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 7 改正法施行日前に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第2項に規定する浴場業を譲り受けた者に係る改正前の鳥取県公衆浴場法施行細則様式第1号の規定の適用については、なお従前の例による。  
（鳥取県クリーニング業法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 8 改正法施行日前に営業を譲り受けた者に係る鳥取県クリーニング業法施行細則様式第1号の規定の適用については、なお従前の例による。  
（鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 9 改正法施行日前に食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第2条第5号に規定する食鳥処理の事業を譲り受けた者に係る鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則様式第1号の規定の適用については、なお従前の例による。



宅地造成及び特定盛土等規制法等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第48号**

宅地造成及び特定盛土等規制法等施行規則の一部を改正する規則

宅地造成及び特定盛土等規制法等施行規則（令和4年鳥取県規則第19号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(斜面地の周辺の土地)</p> <p>第2条 条例第2条第1項第2号の規則で定める土地は、斜面地の最も高い地点からの水平距離が、当該斜面地における最も低い地点と最も高い地点の標高の差（当該差が50メートルを超える場合にあつては、50メートル）以内の区域にある土地とする。</p>	<p>(斜面地の周辺の土地)</p> <p>第2条 条例第2条第3号の規則で定める土地は、斜面地の最も高い地点からの水平距離が、当該斜面地における最も低い地点と最も高い地点の標高の差（当該差が50メートルを超える場合にあつては、50メートル）以内の区域にある土地とする。</p>
<p>(特定事業)</p> <p>第3条 条例第2条第1項第3号の規則で定める事業は、<u>工作物に係る工事を行う事業であつて、当該事業を行う区域、当該区域に隣接する区域その他一体の区域として知事が別に定める区域において既に設置し、又は設置している工作物と合わせた場合にこれらの工作物が条例第2条第1項第2号の要件を満たす事業とする。</u></p>	<p>(特定事業)</p> <p>第3条 条例第2条第4号の規則で定める事業は、<u>次に掲げる事業とする。</u></p> <p>(1) <u>盛土等に係る工事を行う事業であつて、当該事業を行う区域、当該区域に隣接する区域その他一体の区域として知事が別に定める区域において既に施工し、又は施工している盛土等と合わせた場合にこれらの土地が条例第2条第2号の要件を満たすもの</u></p> <p>(2) <u>工作物に係る工事を行う事業であつて、当該事業を行う区域、当該区域に隣接する区域その他一体の区域として知事が別に定める区域において既に設置し、又は設置している工作物と合わせた場合にこれらの工作物が条例第2条第3号の要件を満たすもの</u></p>
	<p>(国等の公共的団体)</p> <p>第6条 条例第7条第1項第2号の規則で定める公共的団体は、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>西日本高速道路株式会社</u></p> <p>(2) <u>日本下水道事業団</u></p> <p>(3) <u>国立研究開発法人森林研究・整備機構</u></p> <p>(4) <u>公益財団法人鳥取県建設技術センター</u></p>

(許可を要しない特定事業)

第6条 条例第7条第1項第2号の規則で定める特定事業は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定する確認済証の交付を受ける必要がある工作物並びに架空電線路用及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用の工作物の設置に係る特定事業とする。

- (5) 公益財団法人鳥取県造林公社
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき設立された土地開発公社
- (7) 西日本旅客鉄道株式会社
- (8) 前各号に掲げる公共的団体のほか、国又は地方公共団体がその基本財産たる財産の全部若しくは一部を拠出している法人又はその資本金その他これに準ずるものを出資している法人であって、特定事業を行うことに関し、技術基準を遵守する能力が国又は地方公共団体と同等以上であると知事が認める法人

(許可を要しない特定事業)

第7条 条例第7条第1項第3号の規則で定める特定事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による採取計画の認可を受けた採石業者が当該認可に係る土地の区域（以下「採石認可区域」という。）において行う特定事業
- (2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による採取計画の認可を受けた砂利採取業者が当該認可に係る土地の区域（以下「砂利採取認可区域」という。）において行う特定事業
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の許可を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場に限る。）又は同法第15条第1項の許可を受けた者が設置する産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場に限る。）の設置に係る特定事業
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定する確認済証の交付を受ける必要がある工作物並びに架空電線路用及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用の工作物の設置に係る特定事業
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた一般廃棄物処分業者がその事業の用に供する施設若しくは同法第14条第6項の許可を受けた産業廃棄物処分業者がその事業の用

(特定事業の実施に係る許可の申請)

第7条 略

2 略

3 条例第7条第3項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 略

(2) 特定工作物の配置計画

(3) 工作物の水平投影面積及び高さ

(4)・(5) 略

に供する施設又は同法第8条第1項の許可を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設若しくは同法第15条第1項の許可を受けた者が設置する産業廃棄物処理施設において、物理的又は化学的に形状又は性質を改良した土砂（以下「改良土砂」という。）を用いて当該施設の区域において行う特定事業

(6) 森林の施業及び管理又は営農その他これらに類する事業（当該事業を営むために行う土地の造成及び区画の変更を含む。）に伴う特定事業

(7) 盛土等を施工した後の土地と事業区域に隣接する全ての土地との標高の差が1メートル未満となる特定事業

(8) 前各号に掲げるもののほか、斜面地以外の土地で行う事業であって、斜面の安全の確保、災害の発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全に支障が生じるおそれがないものとして、知事が別に定める特定事業

(特定事業の実施に係る許可の申請)

第8条 略

2 略

3 前項の規定にかかわらず、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項の規定による開発行為の許可を受けた場合又は知事の定めるところにより建設発生土の受入地について登録を行った場合は、別表第2に定めるもののうち知事が別に定めるものを省略することができる。

4 条例第7条第3項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 略

(2) 県特定盛土等の配置計画

(3) 盛土等の面積及び高さ又は工作物の水平投影面積及び高さ

(4)・(5) 略

(特定事業の届出)

第9条 条例第7条第4項の規則で定める特定事業は、都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による開発行為の許可（同法第35条の2第1項の規定による変更の許可を含む。第3項において「開発行為許可」という。）を受けた宅地造成（高さの合計が2メートル以内となる擁壁を設置するものに限る。）に係る特定事業その他これらに類するものとして知事が別に定める事業とする。

(事業計画の変更の許可)

第8条 略

(事業計画の変更の許可を要しない軽微な変更)

第9条 条例第9条第1項第1号の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第7条第3項第1号若しくは第2号又は第7条第3項第5号に掲げる事項の変更

(2) 次のいずれかに該当する事業計画の変更(斜面の安全を損ない、災害発生を助長し、又は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうおそれのあるものを除く。)

ア 略

イ 特定工作物の水平投影面積(高さ15メートル以上の特定工作物の場合にあつては、事業区域における当該特定工作物の設置の総数)の2割以内の減少

(3) 略

2 略

(事業計画の軽微な変更に係る届出)

第10条 略

(標識に記載する事項等)

第11条 略

(着手届)

第12条 略

2 条例第7条第4項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 特定事業の実施予定日及び完了予定日

(3) 事業区域の所在地及び面積

(4) 特定事業の目的及び概要

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 開発行為許可に係る許可証の写し

(2) 宅地造成を行った区域の位置図、配置図、造成計画に係る平面図及び断面図

(3) その他知事が別に定める書類

(事業計画の変更の許可)

第10条 略

(事業計画の変更の許可を要しない軽微な変更)

第11条 条例第9条第1項第1号の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第7条第3項第1号若しくは第2号又は第8条第4項第5号に掲げる事項の変更

(2) 次のいずれかに該当する事業計画の変更(斜面の安全を損ない、災害発生を助長し、又は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうおそれのあるものを除く。)

ア 略

イ 県特定盛土等の水平投影面積(高さ15メートル以上の特定工作物の場合にあつては、事業区域における当該特定工作物の設置の総数)の2割以内の減少

(3) 略

2 略

(事業計画の軽微な変更に係る届出)

第12条 略

(標識に記載する事項等)

第13条 略

(着手届)

第14条 略

(特定事業の中間検査)

第13条 条例第12条第1項の中間検査を受けようとする者は、特定工程に係る工事の完了後、速やかに次に掲げる事項を記載した中間検査申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2・3 略

4 条例第12条第1項第2号の規則で定める工程は、特定工作物の基礎が設計図に定める位置、形状及び支持力であることを確認できる工程及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める工程とする。

(1)・(2) 略

5 中間検査は、次に掲げる工程ごとに行うものとする。

(1) 略

(2) 条例第12条第1項第2号に掲げる特定工程にあつては、事業区域において、工事着手日後最も早い日に設置される工作物を施工する工程及び当該工作物に5を足した数ごとに設置される工作物を施工する工程

(特定事業の完了検査)

第14条 略

(特定工事中の定期的な報告)

第15条 条例第15条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、報告に係る期間中に特定事業を廃止し、又は完了した場合にあつては、第1号及び第2号に掲げる書類の添付を要しない。

(1) 施工した特定工作物のカラー写真（1週間以内に撮影したものに限る。）

(2) 報告に係る期間に施工が完了した工作物の部

(特定事業の中間検査)

第15条 条例第12条第1項の中間検査を受けようとする者は、土砂を仮置きする場合であつて知事が安全上支障がないものと認めたときを除き、特定工程に係る工事の完了後、速やかに次に掲げる事項を記載した中間検査申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2・3 略

4 条例第12条第1項第2号の規則で定める工程は、県特定盛土に埋設される排水設備が設計図に定める位置、勾配及び延長であることを確認できる工程とする。

5 条例第12条第1項第3号の規則で定める工程は、特定工作物の基礎が設計図に定める位置、形状及び支持力であることを確認できる工程及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める工程とする。

(1)・(2) 略

6 中間検査は、次に掲げる工程ごとに行うものとする。

(1) 略

(2) 条例第12条第1項第2号に掲げる特定工程にあつては、盛土の高さ5メートル以内ごとに埋設する排水設備を設置する工程

(3) 条例第12条第1項第3号に掲げる特定工程にあつては、事業区域において、工事着手日後最も早い日に設置される工作物を施工する工程及び当該工作物に5を足した数ごとに設置される工作物を施工する工程

(特定事業の完了検査)

第16条 略

(特定工事中の定期的な報告)

第17条 条例第15条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、報告に係る期間中に特定事業を廃止し、又は完了した場合にあつては、第1号及び第2号に掲げる書類の、報告に係る期間に施工が完了した盛土等及び工作物の部分（以下「出来形部分」という。）の状況が確認できる場合にあつては第4号に掲げる書類の添付を要しない。

(1) 施工した県特定盛土等のカラー写真（1週間以内に撮影したものに限る。）

(2) 出来形部分の状況を撮影したカラー写真（1

分の状況を撮影したカラー写真（1週間以内に撮影したものに限る。）

(3) 略

2 条例第15条第1項第6号の規則で定める事項は、斜面の安全の確保、災害の発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全のために報告を要するものとして、知事が別に定める事項とする。

(特定事業完了後の定期的な報告)

第16条 条例第15条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 特定事業を行っている間において、事情の変更により当該特定事業が第6条に規定する特定事業に該当することとなった場合

(2) 略

2 条例第15条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 施工した特定工作物のカラー写真で、6月以前に撮影したもの及び1週間以内に撮影したもの

(2) 略

3 条例第15条第2項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業区域における取付道路、排水設備、沈砂池、調整池その他付属施設及び斜面地の維持管理の状況

(2) 略

週間以内に撮影したものに限る。)

(3) 別表第2の15の項に規定する平面図及び同表の17の項に規定する断面図に、前号の出来形部分の形状、数量及び寸法を記載した図面

(4) 報告に係る期間に施工した盛土等で、盛土等の施工の完了後に技術基準への適合が目視により確認できない部分について出来形部分の施工の状況を撮影したカラー写真

(5) 施工した盛土に用いた土砂が確認できるカラー写真

(6) 略

2 条例第15条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 盛土に用いた土砂の土質

(2) 事業区域に搬入された土砂の状況

(3) その他知事が別に定める事項

(特定事業完了後の定期的な報告)

第18条 条例第15条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 土砂の仮置きであって、特定事業の完了検査の結果に係る通知（当該特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認めるものに限る。）を受け、仮置きした全ての土砂を撤去したことを知事が確認した場合

(2) 特定事業を行っている間において、事情の変更により当該特定事業が第7条各号のいずれかに該当することとなった場合

(3) 略

2 条例第15条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 施工した県特定盛土等のカラー写真で、6月以前に撮影したもの及び1週間以内に撮影したもの

(2) 略

3 条例第15条第2項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業区域における取付道路、排水設備、沈砂池、調整池その他付属施設並びに盛土等及び斜面地の維持管理の状況

(2) 略

(特定事業の承継に係る届出)

第17条 略

(特定工作物の廃止時検査)

第18条 略

2 前項の規定により提出する書類には、工事の状況を示すカラー写真（特定工作物の撤去の状況及び斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために講じられた措置の状況がわかるものに限る。）その他知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(保証金の預入)

第19条 略

2・3 略

4 増加額の預入は、条例第9条第3項において準用する条例第7条第2項の許可申請書又は第10条の届出書（以下この項において「変更許可申請書等」という。）を提出する前に預入するものとする。ただし、中小企業者又は個人事業者は、変更に係る工事に着手する日から変更後の特定工事の期間が終了するまでの期間（以下「残工事期間」という。）が3年以上ある場合、変更許可申請書等を提出する前に増加額の2分の1に相当する額以上の額を預入し、増加額にかかる残額及び事業計画を変更する前の算定額の未預入額の合計額を残工事期間の年数（1年未満の端数は切り捨てるものとする。）で除して得た額（1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）を条例第9条第1項の許可を受け、又は第10条の届出書を提出した年度から毎年度3月31日（最終の預入にあつては、特定工事の期間が終了する6月前までの日）までに預入することができる。

5 略

(公共的団体)

第20条 条例第23条第1項第2号の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 西日本高速道路株式会社
- (2) 日本下水道事業団
- (3) 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- (4) 公益財団法人鳥取県造林公社
- (5) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき設立された土地開発公社

(特定事業の承継に係る届出)

第19条 略

(県特定盛土等の廃止時検査)

第20条 略

2 前項の規定により提出する書類には、工事の状況を示すカラー写真（県特定盛土等の撤去の状況及び斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために講じられた措置の状況がわかるものに限る。）その他知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(保証金の預入)

第21条 略

2・3 略

4 増加額の預入は、条例第9条第3項において準用する条例第7条第2項の許可申請書又は第12条の届出書（以下この項において「変更許可申請書等」という。）を提出する前に預入するものとする。ただし、中小企業者又は個人事業者は、変更に係る工事に着手する日から変更後の特定工事の期間が終了するまでの期間（以下「残工事期間」という。）が3年以上ある場合、変更許可申請書等を提出する前に増加額の2分の1に相当する額以上の額を預入し、増加額にかかる残額及び事業計画を変更する前の算定額の未預入額の合計額を残工事期間の年数（1年未満の端数は切り捨てるものとする。）で除して得た額（1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）を条例第9条第1項の許可を受け、又は第12条の届出書を提出した年度から毎年度3月31日（最終の預入にあつては、特定工事の期間が終了する6月前までの日）までに預入することができる。

5 略

- (6) 西日本旅客鉄道株式会社
- (7) 中国電力株式会社
- (8) 前各号に掲げる公共的団体のほか、国又は地方公共団体がその基本財産たる財産の全部若しくは一部を拠出している法人又はその資本金その他これに準ずるものを出資している法人であって、特定事業を行うことに関し、技術基準を遵守する能力が国又は地方公共団体と同等以上であると知事が認める法人

(許可を要しない土砂の搬出)

第21条 条例第23条第1項第3号の規則で定める土砂の搬出は、次に掲げるものとする。

- (1) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による採取計画の認可を受けた採石業者が当該認可に係る土地の区域において採取した土砂の搬出
- (2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による採取計画の認可を受けた砂利採取業者が当該認可に係る土地の区域において採取した土砂の搬出
- (3)・(4) 略
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第6項の許可を受けた一般廃棄物処分業者がその事業の用に供する施設若しくは同法第14条第6項の許可を受けた産業廃棄物処分業者がその事業の用に供する施設又は同法第8条第1項の許可を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設若しくは同法第15条第1項の許可を受けた者が設置する産業廃棄物処理施設において、物理的又は化学的に形状又は性質を改良した土砂の搬出
- (6)～(8) 略

(搬出事業計画書)

第22条 略

(土砂の処分区域)

第23条 条例第23条第3項第2号アの規則で定める区域は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 略
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定による開発行為の許可を受けた工事を現に行っている区域
- (3)～(5) 略

(許可を要しない土砂の搬出)

第22条 条例第23条第1項第3号の規則で定める土砂の搬出は、次に掲げるものとする。

- (1) 採石認可区域において採取した土砂の搬出
- (2) 砂利採取認可区域において採取した土砂の搬出
- (3)・(4) 略
- (5) 改良土砂の搬出

(6)～(8) 略

(搬出事業計画書)

第23条 略

(土砂の処分区域)

第23条の2 条例第23条第3項第2号アの規則で定める区域は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 略
- (2) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による開発行為の許可を受けた工事を現に行っている区域
- (3)～(5) 略



(搬出事業計画の変更等)

第24条 略

2 条例第24条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 略
- (2) 第22条第3項第1号に掲げる事項
- (3) 略

3 略

(許可台帳の記載事項)

第27条 条例第32条の台帳には、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- (1) 略
- (2) 特定事業の定期的な報告に係る台帳 次に掲げる事項  
ア～オ 略  
カ 特定事業を完了し、又は廃止した後の定期報告にあつては、特定工作物の維持管理に係る不備又は異変の概要

キ 略

(3) 略

別表第1 (第4条関係)

1 斜面の安全の確保その他災害の発生の防止に関する事項

(搬出事業計画の変更等)

第24条 略

2 条例第24条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 略
- (2) 前条第3項第1号に掲げる事項
- (3) 略

3 略

(許可台帳の記載事項)

第27条 条例第32条の台帳には、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- (1) 略
- (2) 特定事業の定期的な報告に係る台帳 次に掲げる事項  
ア～オ 略  
カ 特定事業を完了し、又は廃止した後の定期報告にあつては、県特定盛土等の維持管理に係る不備又は異変の概要

キ 略

(3) 略

別表第1 (第4条関係)

1 斜面の安全の確保その他災害の発生の防止に関する事項

県特定盛土に関する基準	<p>(1) 事業区域内の斜面については、雨水、風化その他の自然現象による浸食又は崩壊を防止するための適切な措置を講ずること。</p> <p>(2) 県特定盛土その他の行為により斜面が生じる地盤については、小段又は排水設備の設置その他適切な措置を講ずること。</p> <p>(3) 事業区域内の全ての地盤には、雨水を含む地表水その他の水（以下「地表水等」という。）を排水施設まで適切に流下できるように勾配を付すること。</p> <p>(4) 事業区域内の地表水等が適切に排水されるよう、知事が別に定める基準を満たす能力及び構造を有する排水設備を設置すること。</p>
-------------	---

	<p>(5) 事業区域内の地表水等に対応した沈砂池、調整池その他の施設を適切に設置すること。</p> <p>(6) 特定工事については、工事における災害の発生を防止するため、工事を行う場所の気象、地形、地質その他の自然条件、周辺の環境その他の事情を考慮し、適切な工事時期及び工法によること。</p>
<p>(1) <u>特定工作物を設置する斜面の傾斜度は、水平面に対して30度以下とすること。</u></p> <p>(2) <u>事業区域内の斜面については、雨水、風化その他の自然現象による浸食又は崩壊を防止するための適切な措置を講ずること。</u></p> <p>(3) <u>盛土その他の行為により斜面が生じる地盤については、小段又は排水設備の設置その他適切な措置を講ずること。</u></p> <p>(4) <u>事業区域内の全ての地盤には、地表水等を排水施設まで適切に流下できるように勾配を付すること。</u></p>	<p>特定工作物に関する基準</p> <p>(1) 特定工作物を設置する斜面の傾斜度は、水平面に対して30度以下とすること。</p> <p>(2) 事業区域内の斜面については、雨水、風化その他の自然現象による浸食又は崩壊を防止するための適切な措置を講ずること。</p> <p>(3) 県特定盛土その他の行為により斜面が生じる地盤については、小段又は排水設備の設置その他適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 事業区域内の全ての地盤には、地表水等を排水施設まで適切に流下できるように勾配を付すること。</p> <p>(5) 事業区域内の地表水等が適切に排水されるよう、知事が別に定める基準を満たす能力及び構造を有する排水設備を設置すること。</p> <p>(6) 事業区域内の地表水等に対応した沈砂池、調整池その他の施設を適切に設置すること。</p> <p>(7) 特定工事については、工事における災害の発生を防止するため、工事を行う場所の気象、地形、地質その他の自然条件、周辺の環境その他の事情を考慮し、適切な工事時期及び工法によること。</p>

水施設まで適切に流下できるように勾配を付すること。

(5) 事業区域内の地表水等が適切に排水されるよう、知事が別に定める基準を満たす能力及び構造を有する排水設備を設置すること。

(6) 事業区域内の地表水等に対応した沈砂池、調整池その他の施設を適切に設置すること。

(7) 特定工事については、工事中における災害の発生を防止するため、工事を行う場所の気象、地形、地質その他の自然条件、周辺の環境その他の事情を考慮し、適切な工事時期及び工法によること。

2 特定工作物の構造の安全性に関する事項

(1) 工作物の構造は、自重、地震荷重、風圧荷重及び積雪荷重に対して安全であること。

(2) 工作物に付属する構造物が、沈下、浮き上がり、転倒又は横移動が生じないように地盤に定着させるとともに、腐食、腐朽及び摩耗しにくい材料を使用するなどの措置を講ずること。

3 略

4 維持管理に関する事項

2 県特定盛土等の構造の安全性に関する事項

<p>県特定盛土に関する基準</p>	<p>(1) 盛土等の構造が、地表水等に対して安全であること。 (2) 盛土等が地表水等により侵食し、又は崩壊しないように、適切な工法により施工するとともに、盛土等の安定に適した材料を使用するなどの措置を講ずること。</p>
<p>特定工作物に関する基準</p>	<p>(1) 工作物の構造は、自重、地震荷重、風圧荷重及び積雪荷重に対して安全であること。 (2) 工作物に付属する構造物が、沈下、浮き上がり、転倒又は横移動が生じないように地盤に定着させるとともに、腐食、腐朽及び摩耗しにくい材料を使用するなどの措置を講ずること。</p>

3 略

4 維持管理に関する事項

<p>県特定盛土に関する基準</p>	<p>(1) 法令に基づいて、適切に保守点検及び維持管理が行われること。 (2) 維持管理及び事業区域の保全に要する費用を確保すること。 (3) 事業区域について、整地、緑化、修景その他災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保</p>
--------------------	--

(1) 法令に基づいて、適切に保守点検及び維持管理を行うこと。

(2) 維持管理及び事業区域の保全に要する費用を確保すること。

(3) 工作物の撤去に要する費用を確保すること。

(4) 不要となった工作物を速やかに撤去し、撤去によって生じた廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に従い、適切に処理を行うこと。

(5) 事業区域について、整地、緑化、修景その他災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全に必要な措置を講ずること。

5 略

別表第2（第7条、第15条関係）

添付すべき書類	縮尺	記載すべき事項又は提出すべき書類
略		
15 平面図	略	特定工作物の形状、寸法、材料の種別、仕上げ方法及び色彩
16 立面図	略	特定工作物の形状、材料の種別、仕上げ方法及び色彩
17 断面図	略	(1) 特定工作物の形状及び高さ (2)・(3) 略
略		
19 造成計	略	(1) 方位

	全に必要な措置を講ずること。
特定工作物に関する基準	(1) 法令に基づいて、適切に保守点検及び維持管理を行うこと。 (2) 維持管理及び事業区域の保全に要する費用を確保すること。 (3) 工作物の撤去に要する費用を確保すること。 (4) 不要となった工作物を速やかに撤去し、撤去によって生じた廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に従い、適切に処理を行うこと。 (5) 事業区域について、整地、緑化、修景その他災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全に必要な措置を講ずること。

5 略

別表第2（第8条、第17条関係）

添付すべき書類	縮尺	記載すべき事項又は提出すべき書類
略		
15 平面図	略	県特定盛土等の形状、寸法、材料の種別、仕上げ方法及び色彩
16 立面図	略	県特定盛土等の形状、材料の種別、仕上げ方法及び色彩
17 断面図	略	(1) 県特定盛土等の形状及び高さ (2)・(3) 略
略		
19 造成計	略	(1) 方位

画平面図		(2) 事業区域の境界 (3) 特定工事を行う土地の位置及び形状 (4) 特定工事を行った後の地盤面の計画高 (5) 斜面、崖又は擁壁の位置 (6) 法面の保護の方法	画平面図		(2) 事業区域の境界 (3) 特定工事を行う土地の位置及び形状 (4) 特定工事を行った後の地盤面の計画高 (5) 斜面、崖又は擁壁の位置 (6) 法面の保護の方法 (7) <u>縦横断線の位置</u>
20 略			21 略		
21 斜面の断面図	50分の1以上	(1) 斜面の高さ、勾配及び土質 (2) 盛土等を行う前後の地盤面 (3) 斜面の保護の方法	22 斜面の断面図	50分の1以上	(1) 斜面の高さ、勾配及び土質 (2) 盛土等を行う前後の地盤面 (3) 斜面の保護の方法
22 略			23 擁壁その他構造物の図面		
23 略			24 略		
24 略			25 略		
25 略			26 略		
26 略			27 略		
27 略			28 略		
28 略			29 略		
29 略			30 略		
31 略			32 略		
33 略			34 略		
35 略			36 略		
37 略			38 略		
39 略			40 略		
41 略			42 略		
43 略			44 略		
45 略			46 略		
47 略			48 略		
49 略			50 略		
51 略			52 略		
53 略			54 略		
55 略			56 略		
57 略			58 略		
59 略			60 略		
61 略			62 略		
63 略			64 略		
65 略			66 略		
67 略			68 略		
69 略			70 略		
71 略			72 略		
73 略			74 略		
75 略			76 略		
77 略			78 略		
79 略			80 略		
81 略			82 略		
83 略			84 略		
85 略			86 略		
87 略			88 略		
89 略			90 略		
91 略			92 略		
93 略			94 略		
95 略			96 略		
97 略			98 略		
99 略			100 略		
101 略			102 略		
103 略			104 略		
105 略			106 略		
107 略			108 略		
109 略			110 略		
111 略			112 略		
113 略			114 略		
115 略			116 略		
117 略			118 略		
119 略			120 略		
121 略			122 略		
123 略			124 略		
125 略			126 略		
127 略			128 略		
129 略			130 略		
131 略			132 略		
133 略			134 略		
135 略			136 略		
137 略			138 略		
139 略			140 略		
141 略			142 略		
143 略			144 略		
145 略			146 略		
147 略			148 略		
149 略			150 略		
151 略			152 略		
153 略			154 略		
155 略			156 略		
157 略			158 略		
159 略			160 略		
161 略			162 略		
163 略			164 略		
165 略			166 略		
167 略			168 略		
169 略			170 略		
171 略			172 略		
173 略			174 略		
175 略			176 略		
177 略			178 略		
179 略			180 略		
181 略			182 略		
183 略			184 略		
185 略			186 略		
187 略			188 略		
189 略			190 略		
191 略			192 略		
193 略			194 略		
195 略			196 略		
197 略			198 略		
199 略			200 略		
201 略			202 略		
203 略			204 略		
205 略			206 略		
207 略			208 略		
209 略			210 略		
211 略			212 略		
213 略			214 略		
215 略			216 略		
217 略			218 略		
219 略			220 略		
221 略			222 略		
223 略			224 略		
225 略			226 略		
227 略			228 略		
229 略			230 略		
231 略			232 略		
233 略			234 略		
235 略			236 略		
237 略			238 略		
239 略			240 略		
241 略			242 略		
243 略			244 略		
245 略			246 略		
247 略			248 略		
249 略			250 略		
251 略			252 略		
253 略			254 略		
255 略			256 略		
257 略			258 略		
259 略			260 略		
261 略			262 略		
263 略			264 略		
265 略			266 略		
267 略			268 略		
269 略			270 略		
271 略			272 略		
273 略			274 略		
275 略			276 略		
277 略			278 略		
279 略			280 略		
281 略			282 略		
283 略			284 略		
285 略			286 略		
287 略			288 略		
289 略			290 略		
291 略			292 略		
293 略			294 略		
295 略			296 略		
297 略			298 略		
299 略			300 略		
301 略			302 略		
303 略			304 略		
305 略			306 略		
307 略			308 略		
309 略			310 略		
311 略			312 略		
313 略			314 略		
315 略			316 略		
317 略			318 略		
319 略			320 略		
321 略			322 略		
323 略			324 略		
325 略			326 略		
327 略			328 略		
329 略			330 略		
331 略			332 略		
333 略			334 略		
335 略			336 略		
337 略			338 略		
339 略			340 略		
341 略			342 略		
343 略			344 略		
345 略			346 略		
347 略			348 略		
349 略			350 略		
351 略			352 略		
353 略			354 略		
355 略			356 略		
357 略			358 略		
359 略			360 略		
361 略			362 略		
363 略			364 略		
365 略			366 略		
367 略			368 略		
369 略			370 略		
371 略			372 略		
373 略			374 略		
375 略			376 略		
377 略			378 略		
379 略			380 略		
381 略			382 略		
383 略			384 略		
385 略			386 略		
387 略			388 略		
389 略			390 略		
391 略			392 略		
393 略			394 略		
395 略			396 略		
397 略			398 略		
399 略			400 略		
401 略			402 略		
403 略			404 略		
405 略			406 略		
407 略			408 略		
409 略			410 略		
411 略			412 略		
413 略			414 略		
415 略			416 略		
417 略			418 略		
419 略			420 略		
421 略			422 略		
423 略			424 略		
425 略			426 略		
427 略			428 略		
429 略			430 略		
431 略			432 略		
433 略			434 略		
435 略			436 略		
437 略			438 略		
439 略			440 略		
441 略			442 略		
443 略			444 略		
445 略			446 略		
447 略			448 略		
449 略			450 略		
451 略			452 略		
453 略			454 略		
455 略			456 略		
457 略			458 略		
459 略			460 略		
461 略			462 略		
463 略			464 略		
465 略			466 略		
467 略			468 略		
469 略			470 略		
471 略			472 略		
473 略			474 略		
475 略			476 略		
477 略			478 略		
479 略			480 略		
481 略			482 略		
483 略			484 略		
485 略			486 略		
487 略			488 略		
489 略			490 略		
491 略			492 略		
493 略			494 略		
495 略			496 略		
497 略			498 略		
499 略			499 略		

様式第1号 (第11条関係) 略

様式第1号 (第13条関係) 略

様式第2号 (第17条関係) 略

様式第2号 (第19条関係) 略

附 則

この規則は、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第30号）第2条の規定の施行の日から施行する。

# 告 示

**鳥取県告示第608号**

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項及び第26条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和5年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 区域の表示

次の図のとおりとする。

2 指定年月日

令和6年1月1日

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課に備え置いて縦覧に供する。）

## 労 働 委 員 会 告 示

**鳥取県労働委員会告示第1号**

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、鳥取県労働委員会あつせん員候補者の氏名、閲歴等を次のとおり告示する。

令和5年12月28日

鳥取県労働委員会会長 三 谷 裕 次 郎

氏 名	住 所	現 職 等	委 嘱 年 月 日
石 黒 豊	境港市	元鳥取県労働委員会委員 元鳥取県議会議員	令和5年10月25日
入 江 裕 之	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 特定社会保険労務士	〃
浦 木 恵 子	〃	元鳥取県労働委員会委員 臨床心理士	〃
門 脇 裕 之	米子市	元鳥取県労働委員会委員 特定社会保険労務士	〃
小 林 幹 子	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 臨床心理士	〃
佐々木 登美雄	〃	元鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	〃
清 水 奈 月	米子市	鳥取県労働委員会委員 弁護士	〃
道 前 緑	倉吉市	鳥取県労働委員会委員（会長代理） 鳥取短期大学生活学科情報・経営専攻教授	〃
長 井 い ず み	鳥取市	鳥取地方裁判所民事調停委員 税理士	〃
濱 田 由 紀 子	倉吉市	元鳥取県労働委員会委員 弁護士	〃
三 谷 裕 次 郎	鳥取市	鳥取県労働委員会委員（会長） 弁護士	〃
安養寺 淑 枝	〃	元鳥取県労働委員会委員 元トミタ電機労働組合執行役員	〃

江 口 真 也	八頭郡	全日本自治団体労働組合鳥取県本部書記	〃
澤 田 陽 子	東伯郡	鳥取県労働委員会委員 全日本自治団体労働組合鳥取県本部特別執行委員	〃
寺 田 真 里	〃	鳥取県労働委員会委員 日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長	〃
本 川 博 孝	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 元日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	〃
矢 田 仁 志	〃	鳥取県労働委員会委員 私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部顧問	〃
山 崎 睦	米子市	鳥取県労働委員会委員 全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会執行委員長	〃
稲 井 幾 子	倉吉市	元鳥取県労働委員会委員 株式会社いない特別顧問	〃
江 尻 敏 美	境港市	元鳥取県労働委員会委員 一般社団法人境港水産振興協会専務理事	〃
岸 田 隆 志	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 泊綜合食品株式会社代表取締役	〃
柴 田 耕 志	倉吉市	倉吉商工会議所理事・事務局長	〃
竹 上 順 子	米子市	鳥取県労働委員会委員 株式会社インタープロス代表取締役	〃
名 越 あけみ	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 株式会社ホテルセントパレス倉吉常務取締役	〃
西 本 行 克	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事	〃
宮 城 定 幸	〃	元鳥取県労働委員会委員 元一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事	〃
三 輪 昌 輝	境港市	鳥取県労働委員会委員 三光株式会社代表取締役社長	〃
森 田 豊 充	米子市	米子商工会議所専務理事	〃
横 山 憲 昭	鳥取市	鳥取商工会議所事務局長	〃
太 田 裕 司	〃	鳥取県労働委員会事務局長	令和4年4月1日
前 田 史 朗	〃	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	令和5年4月1日